

## 公害防止ガイドラインフォローアップ会合(第4回)議事録

日時：平成22年6月30日(水)

場所：経済産業省別館827号会議室

### 議 題

1. 公害防止ガイドラインの普及啓発と「効果的な公害防止への取り組み事例集」について
2. 大気汚染防止法及び水質汚染防止法の一部改正について
3. その他

### 議事概要

佐久間課長補佐

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第4回目となります公害防止ガイドラインフォローアップ会合を開催させていただきます

私、事務局を務めさせていただきます産業技術環境局環境指導室の佐久間でございます。

委員の皆様方には、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。本日はよろしくお願ひいたします。

委員の紹介をさせていただきたいと思ひます。本日は、岩間委員、椿委員、新美委員が所用でご欠席となっております。それから、愛知県と横浜市から委員としてご出席いただいております委員が先般の異動に伴いまして代わっております、新たに委員をお引き受けいただきました愛知県環境部技監の伊藤様と横浜市環境創造局環境保全部長の山田様をご紹介します。

まず、伊藤様でございます。

伊藤委員

伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。

佐久間課長補佐

山田様でございます。

山田委員

山田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

佐久間課長補佐

ありがとうございました。

それから、先ほど連絡がございまして、崎田委員につきましては30分ほど遅れるということです。本日は、石谷座長外7名の委員のご出席ということで開会させていただきますと思ひます。

それでは、これより先につきましては、議事の進行を石谷座長にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

石谷座長

おはようございます。1年ぶりで皆さんの顔を拝見することになりました。よろ

しくお願いしたいと思います。本日は、お忙しいところをご出席ありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

まず、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

佐久間課長補佐

お手元の封筒には5つの資料が入っております。まず、資料1が「議事次第」、資料2が「委員名簿」、資料3が「第4回公害防止ガイドラインフォローアップ会合」というタイトルのパワーポイント資料。資料4、これにつきましては資料ナンバーが振ってございませんけれども、白い冊子の「効果的な公害防止への取り組み事例集」というものになってございます。資料5が「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」でございます。それから、委員の方々には、白表紙の大防法・水濁法の一部改正に係る法律案の参考資料がついてございます。過不足等ございましたらお申し出いただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

石谷座長

よろしいでしょうか。

それでは、議事次第に従いまして、まず議事2 公害防止ガイドラインの普及啓発と「効果的な公害防止への取り組み事例集」について、事務局から説明をお願いいたします。

## 公害防止ガイドラインの普及啓発と「効果的な公害防止への取り組み事例集」について

植田室長

それでは、資料3に基づきましてご説明をさせていただきます。

各スライドの下に数字が振ってございますが、その数字の2ページでございますけれども、開催経緯が書いてあります。平成19年3月に「公害防止に関する環境管理の在り方に関する報告書」（公害防止ガイドライン）が策定をされてございます。ご案内のように平成17年、18年ころ、企業におけるデータ改ざん等の不適正な事案が多発をしておったということがありまして、企業における環境管理を行うためのガイドラインを作成する必要がある、こういう問題意識から19年3月にガイドラインが作成されたということでもあります。この会合も1年以上間が空いてしまいましたので、このガイドラインの内容について若干紹介をさせていただきます。

この資料の10ページから参考というものがついております。まず、ガイドラインの基本的な方向性が5点ばかり書いてございます。1点目が方針の明確化ということで、経営者が全社的な方針を定めるということ。2点目としまして組織の構築ということで、適切な環境管理を実行するために合理的な本社・工場での組織を構築すること。3点目として予防的取り組み。4点目事後的取り組みとして、何か不適正な事案が発生したとき、事実関係の把握、原因究明によって是正措置を早急に講じるということでございます。5点目関係者との連携として、自治体、地域住民等との連携、情報・意見交換を行うことが重要であるということが記載されております。

続いて、11ページでございます。ガイドラインで示されました環境管理の具体的な

方策です。4点ばかり書いてございます。1点目が工場・現場における環境管理への取り組み、2点目としまして、本社・環境管理部門における全社的な取り組み、3点目として、従業員教育への取り組み、4点目として利害関係者とのコミュニケーションへの取り組みということであります。

12ページでございませけれども、この4つの具体的方策のうちの1点目ですが、工場・現場における環境管理への取り組みでございませ。まず1つ目として、実効性のある環境管理体制の整備と運用でございませ。例えば、測定データの改ざん防止のため、多重的なチェックの仕組みを構築することが重要であるということなどが示されています。2つ目として本社とのコミュニケーション、3つ目で異常発生時等の対応・整備、4つ目として環境管理手順の明文化と業務の記録・保管、5つ目として関係会社・委託先との連携強化ということが示されております。

続いて、13ページでございませけれども、具体的方策の2点目の本社・環境管理部門における環境管理への取り組みでございませ。上半分に「本社・経営層」と書いてございませが、まず1つ目として、企業経営リスクとしての認識をすることが重要であるということ、2つ目として、公害防止管理者等有資格者の育成と配置ということが示されています。

下半分ですが、「本社・環境管理部門」についてでございませけれども、まず1つ目として、全社的なリスク把握・対処のための取り組みの整備ということ。具体的事項として、例えば、基準値超過データやトラブル発生の情報などを経営層に報告できる体制や仕組みの構築ということが示されています。2つ目として多重的なチェック・監視体制の整備、3つ目として危機管理体制の整備と検証ということでございます。

続いて、14ページですが、具体的方策の3点目として従業員教育でございませけれども、ここではコンプライアンス教育の実施、公害防止に関する環境管理のノウハウの継承、公害防止管理者等の資格取得を含む環境実務研修の充実といったことが示されております。

最後4点目ですが、利害関係者とのコミュニケーションへの取り組みとしまして、1つ目として行政とのコミュニケーション、2つ目として地域とのコミュニケーション、3つ目としまして関係会社・取引先とのコミュニケーション、これらの重要性が示されているということでございます。

2ページに戻っていただきまして、経緯に戻りますけれども、このような内容のガイドラインが示されたわけでありませが、ガイドラインが示された後も、このフォローアップを行っていくことが重要であるということが言われております。

大体年に1回でございませけれども、これまで3回のフォローアップ会合を開催してきております。1回目のときにも言われておりましたけれども、フォローアップとしましては、当然のことながら事業者の取り組みをフォローするということ、これに加えてガイドラインの普及啓発を行っていく、こういう観点からフォローしていこうということであったかと思っております。

したがいまして、第1回、第2回では事業者の取り組みについて報告をいただきました。一通りヒアリングを行い、昨年3月ですけれども、第3回においてはガイド

ラインの認知度等についての実態調査を行い、その結果についてご紹介を行いました。これについてさまざまな意見をいただいたところでございます。後ろのほうでも出てきますけれども、前回第3回でいただいた意見としまして、今後も引き続きガイドラインの普及啓発を行っていくとともに、先行事例の取得・収集をしまして、それを特に中小企業を中心としまして紹介していくことが大事ではないかということが主な意見だったと認識をしております。

一方で、不適正事案の状況でございますけれども、これについてはこの資料の中には特段示してはおりませんが、先ほどご紹介させていただいたように、17年、18年にデータ改ざん等の事案が多く発生をしたわけでございます。その後、昨年21年前半には、やはり同様の事案が製紙業において発生をしたということがありましたし、また、化学業界でございますが、今年に入ってから前半で1件ございました。このように年に1回ぐらい散発をしているわけでありまして、なかなか完全になくなったという状況ではないということかと認識をしております。

続いて、3ページでございますけれども、ガイドラインの普及啓発に関する取り組みでございます。19年、20年でございますが、セミナーですとか業界団体向けの説明会を実施しております。ここに記載のとおり、国、経済産業局、また業界団体向けの説明会等々を行っております。また、アンケートによる実態調査、これは昨年もこの会議の場で報告をさせていただいたものでございます。また、産業環境管理協会の機関誌における掲載ですとかホームページの開設。ホームページの開設は、20年4月に行っておりますが、それ以降現在までのアクセス数、また月平均のアクセス数は記載のとおりでございます。

21年度でございますが、取り組み事例集の作成というものを行いました。詳細は、また後ほどご紹介をさせていただきます。

22年度、今年度ですが、この事例集の普及といいますか紹介を幅広く行っていきたいと考えてございます。自治体、業界団体等への配布ですとか機関誌への掲載、セミナーでの説明、これはまた後ほど紹介をいたします。また、これだけではなく、いろいろ先生方のご意見をいただきながら取り組んでいきたいと考えてございます。

4ページでございますけれども、昨年の第3回のフォローアップ会合でいただいた主な意見でございます。やや簡略化し過ぎているかと思いますが、1点目が、特に中小企業者の公害防止に係る取り組みを推進していくという観点から、公害防止に取り組む先進事例、また事故発生の未然防止につなげるための失敗事例を示していくことが効果的ではないかということでもあります。

2点目ですけれども、公害防止、環境規制への投資が収益性を高めるような取り組み、公害防止に係る環境管理を進めるに当たってインセンティブ——インセンティブとありますが、特に経済的なインセンティブを与えるような事例はどういうものがあるのかといったことも調べることが大事ではないかということだったと思います。

3点目ですが、中小企業者を含む幅広い事業者の参考とするために、ガイドラインの簡易版を作ってはどうかということ。

4点目としましては、環境マネジメントシステム審査員にガイドラインが認知されていないのではないか。そのほかにもいろいろございましたけれども、やや簡略化し

ていますけれども、こういうことだったと認識をしております。

こういうご意見もいただきまして、5ページにございますが、事例集を作成いたしました。目的ですが、やや重複しますが、特に中小企業者が公害防止に取り組むに当たって参考となる事例集、公害防止ガイドラインの簡易版となるようなパンフレットを作成してございます。

事例集の概要でございますけれども、まず(1)としまして、事例の収集に当たりましては全社的コンプライアンスの確保の観点からの事例、また、公害防止と経済性の両立が図られているような事例の収集を行っております。

(2)として、事例集での整理の仕方でございますけれども、項目立てが4つになってございます。先ほどガイドラインの取り組みの柱として4点あったわけですが、若干それとは違った項目立てになってございます。括弧書きの小さい字で書いてございますけれども、先ほどガイドラインのところでは、工場での取り組み、また本社での取り組み、こういう柱立てがあったわけですが、特に中小企業者では本社・工場一体となって取り組むということもありますので、そういう観点からこの4つのような形で分類分けをしてございます。

(3)でございますが、事例集では18個の事例を記載しておりますけれども、この中で特に経済性との両立を図っているような事例というものも10例ありまして、ここに記載の番号のものということになっております。

続いて、6ページでございます。この事例集の活用としまして現在考えているところでございます。配布・周知先としましては、(1)都道府県、政令市、(2)業界団体、(3)経済産業局、(4)ホームページへのアップということでございます。特に(3)のところを書きました経済産業局ですが、これはすべての局ではないのですけれども、一部の局におきましては、各地域の自治体ですとか商工会議所、中小企業の支援団体のようなどころ、また地域の業界団体とネットワークを形成しておりまして、例えば四半期に1回情報交換会ですとか、時々の特ピックでセミナーを行ったりしております。こういった場も活用して、ガイドラインとか事例の紹介ということをやっていきたいと考えております。

また、その他のところに記載をしてございますけれども、産業環境管理協会との連携としまして、(1)の機関誌「環境管理」への掲載、(2)の環境マネジメントシステム審査員の機関誌への掲載ですとか、(3)の各種のセミナーでの紹介、こういったことを検討しているところでございます。また、各種会合での説明ですとか、一番最後にありますますが、業界団体からの要請によって説明をさせていただくということも、適宜、連絡を受けているところでございます。

続きまして7ページ事例集の活用(2)でございます。産業環境管理協会で公害防止管理者リフレッシュ研修を行っているところでございます。そもそも公害防止ガイドラインの中で、公害防止管理者の再教育制度の検討・実施の必要性が述べられたところでございますが、こういうことを受けて、産環協でリフレッシュ研修を平成20年から行っているということでございます。これまでの実績が4番目に書いてございますが、こういった機会も活用して、ガイドラインや事例集の紹介等を行っていければと考えております。

次のページの事例集の活用(3)でございますが、全国中小企業団体中央会を通じての周知ということでございます。ご案内のように全国規模での全国中小企業団体中央会がございまして、また、都道府県ごとに中小企業団体中央会がございまして、また、さらにその傘下といえますか下部の機関としまして事業協同組合、商工組合等々ございまして、約3万強の会員団体数ということになっております。

こういう団体に対して、この事例集の周知というものを行っていきたくて思っております。具体的には、ことしの6月8日と書いてございますが、都道府県の中央会に対して、傘下組合にこの活用の周知依頼のメールの発信ということをやっているということ。また、月刊誌に紹介をいただいているということ。また、各種の研修会等で紹介いただくという取り組みをしております。

また、一番下の(2)のところですが、中小企業庁メールマガジンというものがございまして、こういうメルマガも活用してこの紹介を行っているところでもあります。

続いて9ページでございますが、今後の話としまして、当然のことではありますが、1つ目ですが、公害防止ガイドライン及び事例集の普及啓発を継続的に図っていきたくて思っております。また、事例集の効果的な活用としまして、先進的な取り組みを行っている企業のモチベーションを高めるという観点から、可能な場合にはでございますが、個別企業名を記載するという点も検討していただければいいかと思っております。また、事例集についても継続的に充実を図ればよいなと思っております。

また、4つ目はご参考でございますけれども、事例集の海外への普及ということで、いろいろな機会を通じて紹介をしていきたくて思っております。来月7月から東南アジアとGAP政策対話というものが予定されてございまして、これは経済産業省とタイ、ベトナム、インドネシア、フィリピン等々でございますけれども、相手は工業省とか貿易経済省とかが当省とのカウンターパートになるわけではございますが、そういうところと政策対話を行ってございまして、現在の環境面での政策の動向ですとか、また、技術的な動向についてのいろいろな意見交換をやってございます。また、こういった意見交換を通じて両国での共同研究へ将来的には発展をしていくということも、これまでよくあるケースでございます。いずれにしても、そういう場を通じて、別にこの事例集だけではありませんけれども、いろいろ情報発信をしていきたくて思っております。

また、日中の中で省エネ環境フォーラムというものをしております。10月下旬と書いてありますが、ことしについてはまだ時期は決まっておらず、例年10月、11月、秋にやっております。中国側は発展改革委員会がカウンターパートになるわけではございますが、これも大体年に1回行っている会議でありますけれども、これも先ほどと同様ですが、両国の中で、その時々々の環境面での政策動向、また企業の取り組みの状況、技術の動向についてのいろいろな意見交換を行うとともに、特に産業界からのいろいろ情報発信とかプレゼンテーションもいただいております。日中間の業界同士でのマッチングのようなことも行っております。こういった場も使って、先進的な技術だけではなくて、こういった公害防止のための技術的な取り組み等々についても情報発信をしていきたくて思っております。

引き続き、事例集でございますけれども、これはとりまとめを行っていただきま

したエックス都市研のほうからご説明をさせていただきたいと思えます。

エックス都市研

昨年度のこの事例集の作成業務を担当させていただきました、エックス都市研究所の水野と申します。それでは、お手元的事例集をもとにご説明をさせていただきます。

まず、1 ページ目、冒頭のところで「本事例集の特徴」というのを挙げてございます。先ほど経産省の方からも、前回のフォローアップ会合での主なご意見というところで整理をしていただきましたが、この会合でご意見をいただいた内容に対応するような事例集をとということでご指示をいただき、作業をさせていただきました。まず、主に中小事業者に活用いただけるような事例集にするというのがテーマの一つでございます。それがどのあたりに反映されているのかについてご説明させていただきますと、まず中小事業者の場合、環境管理に専従の方を置くことが困難な場合も多いかと思われまので、まず流し読み、拾い読みしていただきやすいような形にしようということで、4 ページ、5 ページ目を開けていただきますと、この事例集ではこういった事例を扱っておりますというのを見開き2 ページで整理しております。こちらでまずご覧いただき、それぞれの事業者がご関心をお持ちのページに飛んでいただくという形で整理しております。こういった形で、余り時間の負担なく読んでいただきやすい事例集にというのが特徴の1 つです。

先ほども若干ご説明ございましたが、この4 ページ目、5 ページ目の表の構成ですが、ベースは公害防止ガイドラインの具体的方策の構成に準拠しておりますが、若干構成を変えています。これは主として中小事業者にご活用いただくための事例集ということで、当初の公害防止ガイドラインですと比較的大きな会社も想定して作られているということもあり、現場での取り組みと本社・環境管理部門での取り組みというのが分けて書かれてありますが、今回は、1 事業所1 工場のような中小事業者がご覧になっても違和感がないような形で整理をさせていただきました。したがって、ガイドラインの具体的取り組みの本社・環境管理部門での取り組みというところを割愛しております。ただ、同じような内容が他の項目にも含まれていますので、そちらの方でカバーをするということにさせていただきます。こういった、主に中小事業者を読者として想定した事例集というのが特徴です。

2 つ目としては、すぐれた仕組み、仕掛けやちょっとした工夫の事例ということで、事例の取り組み内容それ自体よりも、むしろそこから読み取れるヒントですとか着眼点といったところを強調した事例集にしたいと考えて編集をさせていただきました。こちらは趣旨としては、どうしても取り組み内容ということになりますと、製造業のどの業種かによって適用範囲が限られてまいります。そこで、その取り組みの背景にこういった着眼点、ヒントがあるのかといったところをもうちょっと掘り下げてみることによって、ある程度の汎用性を持たせるようにしたいということでこのようにさせていただきます。

例えば、それがこういったところに反映されているかということ、14 ページの9 番の事例になりますが、公害防止ガイドラインでも、場内に環境に係るこういったリスクがあるのかといったことを把握しておきましょうといったことは記載されているわけ

ですが、ここで中小事業者の場合、どこから手をつけていいのかわからない、どうやってリスク把握というのをしたらいいのかわからないというご意見が想定されましたので、それでは、こういうところから始めてみてはどうですかといった例として挙げさせていただいています。

この会社の方は、まず敷地をよくみてみましょうということを非常に強調していらっしやいます。同じものを同じ設備で取り扱っていても、「取組の概要」の一番目に書いてありますけれども、雨水溝があるのかどうか、路面の傾斜の状況がどうか、舗装されているのかいないのか、防液堤があるのかどうか、配管の状況がどうか、そういったその場所の状態に応じてリスク対応方策というのは変わってきます。例えばこの会社では、ここで液の漏れが生じた場合にどの排水溝に入るのかというのをみるために、水を流して、これはここに入る可能性があるということを特定されて、ふたをするなり回収できるようにするなりといった対応を講じていらっしやいます。

もう一つ、例えば21ページ16番の事例をごらんください。こちらは「利害関係者とのコミュニケーションへの取組」ということで、公害防止ガイドラインでは、こういった地域の関係者とのコミュニケーションは、積極的に情報を開示してコミュニケーションを図りましょう、それによって信頼関係の構築を図りましょうといったことが書いてありますが、事業者からは、かえって不信感を招いてしまうようなことはないのだろうか、あるいは大部分は真摯にお考えいただいている地域住民の方なのだろうけれども、もしクレマー的な方が入っていたらどうしようとか、いろいろご懸念はあるかと思うのです。そういったときに、それでは双方が信頼できる、行政、学識者のような方に仲介あるいはファシリテーターとして入っていただくような形で、住民対事業者というような構図ではなくて、そこに第三者に入っていただくような形で環境コミュニケーションを行われてはどうですかといったような事例です。こうするのが望ましい、でも事業者としてはなかなか難しい面がある、それでは、こうしてはどうですかというヒント、大体その3手目ぐらいのヒントを想定して、この事例を挙げさせていただいております。このように、ヒントを冒頭に挙げて、その具体例、実際にこうされている例がありますというのをご紹介させていただく、そういった事例集にしております。

これで、主に中小事業者向けヒント、着眼点を強調という2つの特徴をご紹介させていただきましたが、あともう一つ挙げるとすると、前回のフォローアップ会合でいただいたご意見の、失敗事例というものを挙げるのが有効なのではないかといったご意見への対応ということなのですが、ここはちょっとアレンジをさせていただいて、この事例集では失敗事例という言葉は使用しておりません。まず事業者にヒアリングを受け入れていただいて、事例掲載の了解をいただかないといけないので、現実的に失敗事例を掲載させてくださいというのはなかなか難しいということと、そもそも失敗事例を載せる趣旨としては、その再発の未然防止のために何をしていなかったから失敗に至ってしまったのかといったことを特定する、この辺がポイントですよということを分かっていたかということが趣旨だと思いましたので、ここでは失敗事例それ自体ではなくて、ヒヤリハットや失敗体験を教訓として、その後の公害防止対策に生かした事例という、ちょっと視点を変えて、失敗の要素も含みながら、その後

のリカバリーというところに重点を置いてまとめさせていただいたということでございます。

また、不適正事案を発生させてしまうと経済的にみても非常にデメリットが大きいのだということを認識していただくために、個別の事例で扱えないとしたらどういった形で示すのがよいだらうということで、編集委員会でご意見をいただきまして、2ページにコラムとして「コンプライアンス違反のコスト」というのを載せさせていただきました。

ここでは、個別の事業者の詳細内容に入るのではなくて、例えば有害物質が川や下水道に入ってしまった場合、どのぐらい社会的に、あるいは経済的な負担、被害というのが発生するのかといったところで、こういった例がありますと示しています。例えば、水道事業者からこういった補償を求められる可能性がありますよ、あるいは漁業等の風評被害等に発展してしまった場合には、このぐらいの多額の補償金が払われている例がありますといったようなことをご紹介させていただいております。

そのほか、先ほどのヒントについても、例えば、個々の事例でこういったふうの方針が反映されていますというのを幾つかご紹介させていただきましたが、失敗ではないのですけれども、例えば13ページにヒント⑧というのがあります。これは過去の事例から想定される環境事故のリスクで、ここでは、環境に限らず労働安全衛生の面も含めてこういった洗い出しをして対応をされましたということです。具体的には、燃料タンクの近くの雨水側溝脇に土のうを準備されたりとか、吸着剤を準備されたりして、もし漏れがあってもすぐに対応できるような形で準備、訓練をされていたというものです。その後、下の囲みの中にありますが、軽油の供給をされるタンクローリーの業者が、場内で給油時に誤操作で漏れてしまったときにすぐに対応できたというような例があったり、あとは、15ページのヒント⑩、これは異常発生時に社員の携帯にすぐに連絡が行くようにしたといった例で、これも過去、異常ランプの点灯があっただから、それに気づいて対応するまで時間がかかっていたものを何かいい方法はないかということでこういったシステムを構築されたという例です。こちらは、異常事態の発生の過去の経緯をみると、どうも週明け早々の午前中に発生が多いとか、過去の経緯の記録が自動的に残っていくわけですね、それを分析することによって、こういった傾向があるようだなといった、過去の傾向の分析にも活用できて有用だったというような事例を紹介させていただいております。

あとは、先ほどもご紹介させていただきました21ページのヒント⑯ですが、積極的に地域の方々とのコミュニケーションを行うことによって、効果があったというものを示しています。下にグラフが載っておりますが、こういった説明会、コミュニケーションの場を設ける前には、オレンジ色のように化学物質への不安を持たれている方が多かったのが、開催後には余り不安ではなくなったとか、わかったら不安ではなくなったという回答が増えたというような効果ははっきり見える事例がありましたので、掲載させていただきました。

以上、中小企業向けヒント、着眼点を重視し、失敗体験については、失敗事例ということではなくて、継続的改善の中での一局面としてヒヤットしたことはあったけれども、それをその後のリカバリーにつなげた、改善につなげた事例という取り上げ方

をさせていただいたということでございます。

あと、幾つか補足させていただきますと、この事例集には18件の事例を掲載させていただいておりますが、今回作成を行うに当たって、文献とか、全国の公設試験研究機関あるいは中小企業支援センター等への問い合わせ事例等により情報収集を行いまして、全体で30件のヒアリング対象候補をピックアップして、そのうちヒアリングを受けていただいたものが20事例、最終的に掲載の了解が取れたのが18事例ということでございます。

最終的に掲載できなかったものの中で1つだけご紹介をさせていただきますと、これは非常に残念だったのですが、あるメーカーで、工場内のリスクについて全従業員にアンケートをとって、ここでこういうリスクがあるのではないかとこののを整理、重みづけをされて、マップ化された。この場所ではこういうところに注意をすべきであるという風に、それを赤、黄、緑の3つのシールを張って、赤いところから順次対応していくものです。非常に見た目にも分かりやすくいい事例ではないかなと思っていたのですが、残念ながら、今年の年明け早々にその工場で火災事故が起きてしまい、これは取り組みが十分ではなかったためであると判断され、この段階での優良事例としての掲載は差し控えたいというご連絡をいただいて、残念ながら掲載を見送らせていただいたといったケースもございました。これなども、先ほどの失敗からのフォローアップの事例の一つと言えるかもしれません。

あとは、今回、事例集の作成のための情報収集として行いましたアンケートの内容について、事例集には載せていないのですが、ごく簡単にかいつまんでご説明をさせていただきたいと思っております。なお、昨年度までのように事業者に対して、公害防止ガイドラインの認知度等については、アンケートを行っておりません。

アンケートの対象としては、文献調査を補うものとして全国の工業系の公設試験研究機関、もとの工業試験場、今は工業技術センターとか、そういった名前の機関に64件、全国の都道府県等中小企業支援センターに60件、計124件を対象にアンケートを行いまして、そのうち80件の方から、公害関連ではこういった問い合わせがありましたというようなご回答をいただき、この事例集にも一部取り上げさせていただいております。

そういった中で、中小事業者にはどういう情報が不足していると思われますかという質問について、自由記述で伺ったのですが、法令改正等を踏まえた直近の規制情報を把握されていないケースが多いのではないかと。古い情報でしか理解されておらず、それは改正されているという指摘をするケースがあるということでした。また、こういった公害防止関連というのは、そもそもどこに相談すればいいのかわからず、問い合わせ先等の情報源情報がまずよくわかっていない方が多いのではないかとこのお話がございました。

それから、公設試験研究機関等で中小事業者の問い合わせ担当者からの意見として、ガイドラインにいろいろ書いてあるけれども、具体的な取り組み方がよくわからないということ、また、これはそもそも今回事例集作成の動機の一つですけれども、公害防止に取り組むことによって業務の効率化、経費低減等メリットにつながる可能性があるのだということをよく認識されていない事業者が多いのではないかとこの

印象をもっていらっしゃるということでございます。

それから、公設試験研究機関等自体が公害防止ガイドラインというのを知っているかどうかという点については、およそ7割の機関から、名前はおおよそ知っているという回答がありました。ただ、よく知っているとか、あるいは中小企業からの問い合わせ対応する際にこのガイドラインを活用しているという回答は、残念ながらありませんでした。これまで公設試験研究機関とか中小企業支援センターというのを普及啓発の対象としてあまり重点を置いてこられなかったということだと思っておりますが、さらにより幅広い層に働きかけていく上では、普及啓発のチャンネルとしてこういった公設試験研究機関等が活用できるのかもしれませんが。そういった意味で、先ほど経産省からもご説明ありましたとおり、既に中小企業団体中央会等を通じた働きかけもされているということですので、そういった使い方をしていただけてよかったなと思っております。

あとは、この作業をさせていただいた立場で思うところを若干補足させていただきたいと思っております。編集委員会でご討議をいただきながらこの事例集を作成させていただいたのですが、その中で、これを契機として、定期的に補充・体系化していくような形でこのヒント集、事例集を充実させていけるとよいというご意見をいただいております。

それから、個人的には、例えば定点観測的に事例というのを一断面としてとらえるのではなくて、継続的改善のプロセスを見ていく、そうすることによってヒントをより掘り下げていくことができるのではないかなと思っておりました。横幅を広げるといものと深さを加えるという2つの視点で充実を図っていけるといいなと考えております。幸いこの公害防止ガイドラインフォローアップ会合という場がありますので、今年度実施される普及啓発、あるいはこういったフォローアップ会合等の場をPDCAのチェックの場としてご活用されて、また次のアクションにつなげていただければいいのではないかと考えております。

それから補足になりますが、先ほど、残念ながら直前に事例集掲載を辞退をされたケースがあったというお話をさせていただきましたが、今回掲載させていただいた18事例についても、この会社が今後とも事故を起こすことはありませんという、パフォーマンスの担保というかお墨つきではありません。こういった工夫はほかの業者でも役に立つのではないかと。それが机上の空論ではなくて現に実行されているという確認は行っておりますが、この会社が今後ずっと適正事業者ということではないのかもしれない。そういった意味でも定期的なチェックというのが必要なのかなと考えております。

今後こういった事業者からの情報収集をされるに当たって、今回調査実施当初から想定されたことではありますけれども、失敗事例を中心に、成功事例についてもなかなか事業者からお話を伺うというのは難しい面があるのだなというのを痛感いたしました。それぞれ優良事例と思われる取り組みをされている事業者でも、こういった事例集に掲載して、それが広くウェブ等も通じて公表されるということになりますと、会社名を伏せてあっても、近隣住民の方がみれば大体どの事業者かが分かってしまう。その方がごらんになったときにどういう印象をもたれるだろうかといったことを

懸念されている事業者というのが非常に多いと感じました。事業者としては、誠意をもってやっているつもりなのだけれども、住民の側からみると、必ずしも満足していないのではないかと、誠意をもってやっているのは分かるので黙ってはいるけれども、においとか騒音とか、まだ我慢しているところがあると思われている地域住民の方が多いいのではないかとというような懸念をされている事業者が非常に多かった。ついては、今回は名前は伏せてくれと。名前を掲載してもいいと了解が得られる方が多ければ実名で載せようかと思ったのですが、今回は18事例のうちの2～3社ぐらいで、他の事業者は伏せておきたいということなので、会社名は全部伏せさせていただいたという経緯がございます。

以上、事例集について、これをご活用いただくとともに充実を図っていただければありがたいなと考えているところでございます。以上でございます。

石谷座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局及びエックス都市研究所からの説明につきまして、ご質問あるいはご意見のある方は忌憚なくお願いいたします。

小林委員

事前に見せていただきまして、少し感想を述べたいと思います。

まず1つ目が、今ご説明あった事例集、いいものがあったなという感はしておりますが、2点気になった点があります。

その1点目は、各事例のところ、例えば14ページでもいいのですが、開いてみると、ヒントの上のところを書いてある、いわゆる「異常時」云々という文章、これは読むとよく分かるのですが、その下の「取組の概要」「取組の効果」の後のゴシックで太く書いてある部分ですが、ここを読んですぐに意味がよくわからないんですよ。文章を短くし過ぎていて、また、特有の単語を使い過ぎていて分かりづらい。できたらここを、例えば「取組の概要とその効果」というような表題にして、ここに3行ぐらい全体の要約的なものを書いていただいたほうが分かるのではないのでしょうか。ここを改良していただいたらどうかという気がしました。要するに熟語を短縮したために何をいつているのか意味が分からないというのが結構あります。このところを、「取組の概要と効果」という形で3行ぐらいの文章で解説していただくと、そこに飛びついていただくと内容が見られるというふうにしていただいたほうがいいのかというのが1点です。

もう1点は、先ほどからお話がありました、なぜこういう対策をその会社がとったのかという理由です。こういう問題があったからこういうことに対応したという、その問題が書いてある部分と全く書いてない部分があるんですよ。そうすると、問題が書いてある部分というのを読んで、うちもこういうのがあったなと思うと内容が読みやすいのですが、初めから対策を書いてしまっているところについては、なぜその対策をこの会社がとったのかという理由が書いてないのでピンとこないというのがあるので、できたらそこを、なぜそういう対応をしたのか。例えば最後のほうに、地元自治体、NGOとの説明会の開催云々と書いてありますが、何でそんなことにその会社は手をつけたのか、対応したのかというのがあればもっと分かりやすいのかなと

思いました。単に工場見学、説明会を実施しましたではなくて、できたら少し理由を書いていただいたほうが分かりやすいのかなという感じがしました。事例集に関してはそういうことです。

それから、経産省のご説明いただいた中でいまだに気になるのは、ISO14000とかEA21、これの関係がなかなか浸透していない。特に中小企業向けのEA21、先日、私も調べてみたら、まだ5,000件ちょっとなんですよね。大して伸びていないというのがあって、この辺をもう少し伸ばしていく必要性がある。やはり低調だということで、このガイドラインを進めるに当たって、そのベースになる品質管理というか、そういうISO14000なりEA21の周知というのをもっとぜひやっていただきたいというのが1点。

もう1点は、先ほどガイドラインとの関係というのがあったのですが、まだまだISO14000とEA21、形式的なんですよね。書類上でいいか悪いかのチェックばかりやられていて、内容的な技術指導にまでは踏み込んでおられないんですよね。審査員の方に、その辺まで踏み込んで、訪問したというか審査した企業にアドバイスしたらどうですかという話は以前もしたのですが、一応ISO14000の審査員のマニュアルの中には、そういうことをいわないというふうに書いてあるのだそうですね。これはやはりまずいなという感じがしました。それだったら、そこで問題になったものをどこかにつなげていかないと、単に書類上だけで終わってしまう。そうすると、企業側も内容関係なしに、ただ書類だけを整えるという格好になっているというのが、ISO14000なりEA21の低調な理由ではないかなと思っているので、ぜひその辺を指導する方法を工夫していただければと思います。

もう1点は、コミュニケーションの問題で行政とのコミュニケーションをどこまでやるかという問題なのですが、これはなかなかうまくいっておりません。できたらもう少し踏み込んで、行政と地域住民と企業とのコミュニケーションのやり方について、このガイドラインに書いてあったり、取り組みの方策には環境省も経産省も書いておられるのですが、実際に具体的にどういうふうにやりましょうということを、例えば自治体なりにお話をされているかというのと、されているとは思えないような感じがするので、ぜひその辺、もう少しお話を進めていただけたらどうかなと思います。

例えば、国交省がやっている河川協議会というのがありますが、企業と地元の自治体と国交省の出先機関との間でそういう協議会をつくって、実際には協議会によっては、そこに例えば油防止用の処理剤とか土のうとか、そういうものを備蓄しておいて、対応しているような協議会もあるのですが、最近、そういう協議会が無駄だというふうな感で、やられていないという実態があります。コミュニケーションが必要だということと逆行している感じがするので、是非その辺、もう一度見直していただけたらどうかなと思います。

もう一つは、この説明会の資料の中に、説明会の回数と集まられた人数が書いてあったのですが、見た限り、参加されている人数が少ないのが大変気になったのですが、割ってみると1会場当たりせいぜい100人以下、こんなのでいいのかなという感じがしました。現実に私がいる兵庫県でも、いろいろなこういうセミナー、協議会をやるのですが、大体毎回400～500人は集まっていると思うんですよね。それからいくと、

これはPR不足ではないかなという感がしましたので、その辺、ひとつ工夫をさせていただければと思います。

以上です。

石谷座長

どうもいろいろと示唆に富むご意見をありがとうございました。

他に何かございますか。それでは、郷原委員、辰巳委員の順番でお願いして、最後に事務局のほうから回答をお願いします。

郷原委員

この事例集の22ページ、ヒント⑰、子会社に対して親会社が診断・助言したという例があるのですが、これが「利害関係者とのコミュニケーションへの取組」の一つとして紹介されているのですが、親会社と子会社というのは、子会社にとって親会社は利害関係者という位置づけだということですか。

石谷座長

確かにこのあたりはいかかでしょう。

エックス都市研

ヒント⑭と今ご指摘をいただいたヒント⑰について、これは利害関係者とのコミュニケーションのところで挙げてはいるのですが、⑭も、行政とのコミュニケーションとはいえ公設試験研究機関からのヒントを活用する、⑰は親会社のヒントを活用するというので、公害防止ガイドラインで挙げられている利害関係者のコミュニケーションというのとは若干趣旨が違うところもあるかとは思いますが、中小事業者の立場からすると、自分だけで解決困難な課題についてはこういうヒントを取り入れられてはどうかといった事例を挙げました。それをどこに位置づけようかということで、あえて入れるとすればこの項目かなということで、若干違和感はあるかもしれませんが、この項目で挙げさせていただきました。

郷原委員

この「取組主体の概要」は資本金約250億円と書いてあるのだから、親会社が取り組み主体ということですね。これはある意味では非常に重要な点だと思うのですが、公害問題に限らずコンプライアンスリスクというのは、親会社にとって子会社のコンプライアンス違反のリスクというのは非常に高く、親会社にとって子会社のリスクをどう把握するか。特にM&Aなどで子会社を自社のグループの中に入れるときに、それまでの子会社の体質とかそういったのをどうチェックするかという点が非常に重要な問題になっています。ですから、今の時代は親会社、子会社を別の会社としてとらえるのではなくて、むしろ一体的に1つの企業組織としてとらえて、子会社の問題を親会社が自社の問題としてとらえるように啓蒙しないといけない。この書き方だと、何か利害関係者という他人事みたいな話になってしまうので、とらえ方が全く逆ではないかと思います。ですから、この前のところに取り組みってありますよね、むしろこの取り組みのところに、親会社、子会社の間でもこういう取り組みが重要だという書き方をすべきではないかと思います。

小林委員

ヒント⑰の兵庫県の案件について補足をさせていただきます。実はこの会社だけで

はなくて、兵庫県は企業との間で環境保全協定を結んでいるのですが、この環境保全協定の中に、子会社とか関連会社に対する環境管理、技術指導をしなさいというのが書いてあるのです。ですから、この会社だけやっているわけではなくて、県内の大手の会社は大体どこでもやっているのです。中には、大きい会社の中で、子会社のいわゆる汚濁負荷量も含んだ形で協定を結んでいるところもございます。それは種類によって違うのですが、例えば隣接している子会社の場合は、くっつけてしまって協定の中にその基準とかそういうのを約束しているのもありますし、今申し上げたように、子会社に対しての環境管理の教育とかそういうものを親会社が一括してやっているという例もございます。

#### 郷原委員

そういう位置づけ、とらえ方が間違っているので、中身にも問題があると思います。親会社にとっては、そんな助言・指導がどうのこうのというよりも、随分古い、30年前の古い設備、子会社には金がないから更新できないわけですから、親会社がちゃんと金を出して新しい設備にすべきであって、親会社に当事者意識が欠けているということだと思います。ですから、決してこれは推奨事例ではないと考えたほうがいいと思います。

#### 石谷座長

確かにこの位置づけのところは、今のご意見のように根本的な問題の可能性があって、むしろ中小企業の問題というよりも、中小企業から見ると、多分これを親会社に直ちに報告して善処を求めるといような形なのかもしれないですね。本来、親会社がやるべきこととか、親会社のリスクが上がっているというのは間違いのないから、今回の事例集が中小企業だけを相手にしているということにはなっていない、中小企業のとるべき行動とそれに対する親会社の行動というようにまとめておいたほうが趣旨に合うように感じられます。特に今、郷原先生がおっしゃったようなところは非常に重要な項目ですから、再考して——これはもう配ってしまったんですね。その部分は、今後どう取り扱うかですが、今の観点は重要な部分だと思いますので、今後の対応としてぜひ再検討をお願いしたいと思います。辰巳委員どうぞ。

#### 辰巳委員

ちょっと気になったことなのでまず先に申し上げますが、このお話はすべてものづくりの動脈系のお話ですね。中国などで廃家電のリサイクルを非常に危ない方法でしているとかというお話をよく聞きますもので、日本の国内はそういうことはないと思いますけれども、そういう静脈系のところというのは視野に入っているのかどうか。当然入っていると思いますけれども、例えばそういう事例などもないのかどうか、気になるなと思いました。その視点がどうなのかというのを伺いたいというのが1つです。

それから、私もエコアクション21とのつながりというのは非常に気になっておりまして、私の理解ではエコアクションはコンサルがしてもいいはずだと理解していたのですが、そうではなかったのでしょうか。

#### 小林委員

するべきだといっているのですが、どうも実際にはISO14000の審査員と共通してい

る方が多いんですね。そうすると、どうもやっていないみたいなのです。

辰巳委員

そうですか。だから、その辺はきちんと違いがあるので、環境省とも関係があるのかもしれませんが、それも含めて普及をよろしくお願ひしたいと思います

あと、これは中小の方の優良事例集ということですが、優良と思わないで当然と思ってやっているようなことはないのか。中小企業の方というのは、昔からこつこつあることをやっておられて、当たり前だと思ってやっているけれども、もしかしたら違う視点でみたら、それって非常に根本的だけれどもきちんとやっていることだというのがあるのではなかろうかと勝手に想像していて、具体的にこんなことと言えないのですけれども、そういうこともあるのではないかと思ったりしています。基本的なことをきちんと積み重ねてやっていることで、例えば品質管理の5Sみたいな話とか、それは結果的にはこういうことにつながっているのだとか、それが当然のようにやっておられて、けれど、あるところではそんなこともやらないで、新興の企業が収益だけを考えて活動しているなどということがあるのかなとちょっと思ったりしました。

もう一つ、私たち消費者の立場でこうしたほうがよいという説明を聞くことはよくあるけれども、そのときに、こうしたほうがよいのは分かるけれども、何でこうしたほうがよいのかというのが分からないということは結構あるんですね。だから、難しいのですけれども、こうしないとこうなるから、こうしたほうがよいというような説明というのはなかなかないのです。いろいろな表示とかで、例えば衣類の洗濯の表示ではこうしなさいと書いてあるけれども、もしそうしなかったらどうなるかというのが分からないから、結局言われていることを守れないというようなことが結構トラブルの中でありまして。だから、このようになるからこうしたほうがよいというような丁寧な説明というのはやはり必要だろうと思いました。

あと、気になったのが、名前を明かさない理由が、地域住民によく思われぬというお話があって、そんな難しいお話なのかなと思いました。壁の中で行われていることがよく分からないし、なおかつ、そこから何かにおいがするなんていう話があったらやはり不安に思うので、きちんと大丈夫ですよという説明が重要だからこそ地域住民とのコミュニケーションをやらうということで、そういうリスクコミュニケーションというのがずっと行われてきているように私は思っていたのですけれども、18分の2しかいいといわなかったというのはびっくりしたという感想です。

石谷座長

今の最後から2番目の話は、小林委員の話とまさに同じところだと思いますので、後で。

名称を明かさぬというのは、私は何となく理解できるような気がしました。いいこと悪いことは別として、非常に神経質になっているというのは分かるので、先程言われたとおりの理由かなという感じはしました。

郷原委員

恐らく本音は、何か問題が発生したときに、あんな偉そうに言っていて何だといわれるのが一番大きいと思います。そういうリスクは絶対ゼロにはできないので、余計

にそのときに批判されるのではないかという、本音ベースでは大きいのではないか。実際にしっかりした取り組みをしていたから、何か問題が起きても多少処罰とか制裁が軽減してもらえるかといったら、そうではないんです。だから、そういう制度とか当局の対応にも問題があるのかもしれないです。世の中からかえって批判されるとかいうことを気にするのではないかと思います。

石谷座長

私もまさに同じ印象を持ちました。新聞などメディアの報告を見ますと、こういう表彰を受けているのに何事かという論調が多く、そういうのは何倍かのマイナスになって出てくる。それなら黙っていた方がいいというのは、よく分かるような気がします。

それは別としても、もう一つ当然なすべきことを示すべきというご意見に対しては、ここでは失敗事例を示そうとしておりますから、これを言わなかったらリスクがあるかどうかというのはこのレベルでは判断が非常に難しい。やるべきことをしないケースは、回数を重ねていくと結局は失敗に通じてきて、いろいろな失敗例が出てくるので、徐々に明らかになっていくのかという感じがします。

指宿委員、いろいろISOの話も関連するので、もし何かご意見ありましたらお願いします。

指宿委員

ISOの話は前回も議論があって、そういう意味では公害防止管理者制度の見直しのときに、既にEMSあるいはKMS等公害防止管理者制度の関係というのが議論されて、両者はお互いに補完するものであるというのは合意事項になっていたと思うのです。一方で、EMSをやっているところで不適正な事例が起きると、それはEMSがちゃんと機能しているのかという議論が起こって、これは確か前回に椿先生がその点についてご意見を出していたと思うのですが、そちらの部分できちっと解決していく話だろうと思っています。公害防止管理者云々の話ではないと思いますが、ただ公害防止管理をきちっとやっていくためには、やはりEMSというかマネジメントシステムの考え方が非常に重要で、そこをうまく浸透させるというのに公害防止管理者からやるのか、そうではなくてマネジメントシステムとしてきちっと周知していくのかという、そういう話ではないかなと思います。

石谷座長

ISO14000がうまく働いていけば問題がないというか、先ほど植田室長のご説明の10ページなどはまさにISO14000に書いてあることそのものです。それがうまくいかなかったから今この会合ができてしまったと理解しておりますが、今の時点でISOが働いてないとか、それが効果的にいくべきだという議論をしても、これは議論の次元が違うのかなという感じもして伺っていたのですが、この辺について事務局の方から何かありますか。あと、自治体の委員の方々でご意見はありますか。

伊藤委員

愛知県でございます。私は、今回参加が初めてですから、若干の感想も含めながらお話ししたいと思います。

こういった公害防止に関する取り組み、私も現場におりまして昭和50年代からずっ

と追ってまいりました。さまざまな法律の改正・強化、上乘せ条例だとか、例えば地元でいえば協定を結ぶとかいうことをしてまいりまして、随分時代が経ち、今こういった問題をご検討いただいているということかと思えます。こういった事例集とかガイドライン、私どもも活用させていただきたいと思えますし、ここに至ったもう一つの原因として、今言いました時代背景から含めると、雇用の形態とか会社の内部の形態、私ども行政官も同じかもしれませんが、若干これも感想でございますけれども、例えば公害防止機器を管理しているセクションの方々、随分ベテランになられた方もありますし、また会社の中では、例えば委託とかいろいろな形で雇用形態も変わってきていて、個々の各々の機器はきちんと管理されるかもしれませんが、装置全体の総合的な数値をみられる人がいるのかいないのか。それが本来、私どもから見れば、公害防止管理者の方々に求められるかと思えます。そういった形態がどうなのだろうかと。昨今ややもしますと、私どももそうですが、環境問題というと低炭素とか循環型社会とかいうことになりますが、まさに地元との関係、設置場所との関係をどう考えて、それはベースラインにあってしかるべき問題であって、そこを今言ったようにさまざまな関係から経費を、例えば雇用形態も含めて削減していくようなこともないようなこと。そのためには、こういった事例集を拝見しておりまして、1つずつ見ていけばいろいろあるかもしれませんが、総論としてさまざまな角度から私どものヒントになるような事例をおとりまとめになったと私は思いました。

以上でございます。

山田委員

横浜市でございます。私も、今日初めて参加させていただきました。この間送られてきたガイドライン等資料をざっと拝見いたしました。まず感想なのですが、個々の事例・ヒント集としては非常によくまとまっているなという感想を持ちました。ただ、平成17～18年ごろから起こっているいろいろな不祥事等の根本的な原因は何かというと、個別の技術的な問題というよりは、その企業の体質というかトップの体質がすべてなのではないかなという気がしています。現場の方がデータを改ざんすること、これはもちろん悪いことなのですが、自分で改ざんしたいなと思ってやる方はいないと思えます。このデータを上に報告したら何と言われるだろうというところが多分根本にあって、じゃあここは直してしまおうとか、そういうのが一番根本にあるのだろうと思うのです。そういうことが素直に上に上がっていくような体制にしないと、これは解決しないと思えます。ですから、このガイドラインはまさに経営者層とか社長、そういったところに理解してもらうのが重要なのだということを、この冒頭にもう少し強く書いてもいいかなという気がしました。

2ページのところに「コンプライアンス違反のコスト」ということでコラムが1つ載っているのですが、そういう意味からも、これはコラムではなくて、章立てするぐらいのことで、今後少し充実していったほうがいいのではないかなという気がします。もちろん、コンプライアンスというお金がかかるから違反しないんだということではないとは思いますが、それはある意味インセンティブにもなりますので、こういうところをきちんと重要なのだということをまずトップ層に理解してもらって、個別の対応というのをいろいろみていったらいいのではないかなという、そんな感想

をもちました。以上です。

石谷座長

どうもありがとうございました。

最初に説明のあった平成19年3月にガイドラインができる前、半年か1年ぐらいでしたか覚えていらっしゃると思いますが、あの当時の事例を基にしてかなり突っ込んだ議論をいたしまして、その結論がそのガイドラインになって出てきたわけで、おっしゃるように経営層と実施者レベルを分けていたわけです。ただ今回は、中小企業は経営者も実施者も家結局一緒だからということで、どちらかという現場のヒント集になってしまいました。確かに中小企業の場合には、経営層に対する基本がどこか隠れてしまったような印象を与えます。そういう意味でやはり中小企業でも、もちろん現場も大切だけれども、大本をしっかりとやれという原則の提示はあつてしかるべきかという感じもいたしますので、おっしゃるような形に今後見直していくのがいいのかもしれないと思っています。

崎田委員、何かこれについてのご意見がございましたらお願いします。

崎田委員

遅くなりまして申し訳ありません。事前に資料をいただいていたので、拝見しておりました。このフォローアップ会合の資料とこの取り組み事例集を拝見していて、いくつか思ったことがあります。

まず、実は偶然なのですが、この前の土日、私、水俣に伺う機会がありました。なぜ伺ったかという、40～50年前のあの負の出来事をいろいろ乗り越えるために、制度的な取り組みは進んできました。それと同時に地域社会の方にとっては毎日の暮らしがあります。その中で地域の方が、できるだけ地域の環境をよくしよう、いろいろな地域活性化に貢献しようという努力をされていても、やはり発信されるのは水俣の暗い部分だけという状態です。なかなか地域の活気を取り戻すのは大変だということ。を前提に、環境省とか水俣市の方が企画された若い女性経営者との懇談会というのがありまして、行ってきました。本当に美しい自然、おいしい食があるところで、そこでいろいろなことを考えたのですが、一度ああいう大きなことを起こすと、全員での努力というのが地域を巻き込んで本当に大変だということを感じました。ですから、そういうことを起こさないよう公害防止の徹底というのがとても大事だということ強く思いました。

その上でこの資料を拝見し、最近、個々の企業の方に伺うと、とても皆さん意識が高く頑張っている。でも、データが改ざんされるとか、何か報告漏れがあったとか、そういうことが後を絶たない。ですから、防止のための技術とか仕組みとかはでき始めているけれども、それを徹底する心とか、従業員の心をやる気にさせるとか、前向きにさせるとか、そういうところを維持するシステムづくりとか、その辺のところの徹底というのがもう一つ大変重要なのではないかと強く感じました。

今、地域住民とのコミュニケーションということのお話もありましたけれども、事前に地域の住民と顔の見える信頼関係があると、何か事故が起きたときに、だから許してあげるという話ではないけれども、その方からきちんと説明を受けると納得する

ことができます。皆さんが改善努力をしているのだということをお納得するという信頼関係が生れてくると思います。それとともに、ふだんからマスコミの方、地域マスコミとちゃんと連携して情報交流しておけば、今回起きたことがどのくらいの出来事なのかということをおちゃんと分かって、適切な批判記事を書いてくださる。いわゆるオーバー過ぎない適切な報道ですね。そういうことになるとお思いますから、普段からのそういう従業員あるいは地域社会、マスコミとのつき合いや連携がどうなっているか、ということが大変重要だと感じております。

石谷座長

どうもありがとうございました。

小林委員

1点気になったのですが、実はこの事例集の事例の4番が「利害関係者とのコミュニケーションへの取組」と書いてあるのですが、ガイドラインの中でも今までのいろいろな資料の中で「利害関係者」という言葉は使っていないと思うのです。大体これを利害とみるというのは問題なので、関係者とかは使っていないんですね。例えば行政とか地域の人というのは利害関係者ですかといわれると違うと思うのです。

石谷座長

ステークホルダーを訳すときに、一般に利害関係者とするのでそう記述されていますが、確かにガイドラインのときはこの用語は使ってなかったとお思います。

小林委員

使ってないです。表題をガイドラインと同じように「関係者との連携」とかいう言葉にすると、余り違和感がないんですね。ちょっと言葉だけご注意くださいほうがいいとお思います。

石谷座長

どうもありがとうございました。

植田室長

いろいろ貴重なご意見、ご指導をいただきましてありがとうございます。

最初、小林委員の方から、事例集について、もう少し分かりやすくポイントを絞ると、問題点の背景も含めて分かるように書くべしということについては、今後このような作業を行うときはしっかり反映をしていきたいとお思います。

また、ISOとガイドラインの関係の話ですが、これは既に座長、また指宿委員からお話もありましたけれども、いずれにしてもISO14000、こちらのほうはPDCAのシステムを回すということで、一方、ガイドラインとか公害防止管理者もそうかもしれませんが、コンテンツを入れるということかとお思いますので、いずれにしてもこれは車の両輪として両者が相まってということなのかとお思います。いろいろご指摘を踏まえて、また引き続き検討したいとお思います。

行政とのコミュニケーションについて、もっと踏み込んで機会をとらまえてやるべしということをございます。そういうご指摘もある中、私どもも非常に小さな例で、不十分なところもあろうかとお思いますけれども、例えばVOCに限ってとか、やや限定的な取り組みを始めておまして、我々もいろいろ勉強をしながら、より効果的な対話をどういうふうにやればいいのかということを引き続き検討をしていきたいと思

います。

説明会等人数が少ない、もっと増やすよう、PRも含めてしっかりとやっていきたいと思えます。

郷原先生の方から、親会社子会社一体としてという論点についてでございますが、これも今後このような作業をやっていく中で、そこはご指摘をしっかりと踏まえて整理をしていきたいと思えます。

辰巳先生の方から、ISOのガイドライン、公害防止管理者の関係でございます。これは先程のようなことかと思えます。

また、もともと普通にやっていたのだけれども、これも実はいいことなのではないか、他にももっといろいろ水平展開できることがあるのではないかということですが、なかなか探すのも大変かもしれませんが、どうやってそういうものを探していけばいいのかということも含めて、方法論も含めて検討していきたいと思えます。

これも座長のほうからおまとめいただきましたが、こうしたほうがいい、何でそれがいいのかという理由づけ、これも小林委員のほうからもご指摘いただいたとおり、そこをしっかりと背景も含めて分かりやすくやっていきたいと思っております。

名前を明かさない、明かす、この論点も複数いただきました。私どもも先程の資料に、名前を書いたほうが事業者にとっていいのではないかと記載しました。もちろん名前を書いたほうが喜ばれる事例と、そうではない、いい迷惑だという事例も確かにあるかと思えますので、その辺もいろいろ引き続き意見を聞きながら、名前を出すということがある意味表彰的な形で——この冊子は、題名に経済産業省と書いてありますが、その意味がどこまであるかよくわかりませんが、もしそういうことで意味があるとか、例えば、これは一般的にその事例集を超えて、社内の中でも立場がよくなるというような話で、なおかつその後さらに取り組みが進むとか、そういう効果があるのであれば、名前のことも考えていきたいと思っております。

山田委員の方からございましたけれども、特に経営者層への理解が必要ということで、具体的にご指摘として2ページのコラムのところも、もっとプレーアップをしてやるべきである等々のご指摘もいただきました。これについても座長に既におまとめいただきましたけれども、ご指摘を踏まえて、今後またこういう資料をまとめるときとか、また普及啓発を図っていくときなど、ご指摘を踏まえて対応をしていきたいと思えます。

崎田委員の方からマインドの問題というご指摘もございました。事例集に事業者の名前を記載するとか、環境省のプレゼンペーパーにも書いてあったかと思えますが表彰の話とか、そういった取り組みも含めて、引き続きご指導をいただきたいと思っております。

地域との関係、マスコミとの関係についてもご指摘をいただきました。日常からしっかりとやっていくことのメリットということだったと思えますけれども、むしろこういうのも、きょうのこの冊子の中に入るような一つのいい事例でもあろうかと思えますので、また引き続きそういった事例を教えてくださいたいと思えます。

最後、小林委員のほうからもありましたワードについては、適切に使ってまいります。

以上でございます。

石谷座長

環境省の方からはいかかでしょうか。

木村課長

エコアクション21についてご指摘を何人かの方からいただきましたので、ちょっと触れさせていただきます。確かにエコアクション21というのは、中小企業向けのものとして、ISO14001のようなものをもっと中小企業でも、ということで作りまして普及を図っております。まだまだ中小企業の全体の数から比べると非常に少ないということもありまして、当然ですが、これはさらに普及していくように努力もしたいと思えます。

辰巳委員から、静脈産業のご指摘もあったと思うのですが、静脈産業については廃棄物処理法で規制していますが、今般、廃棄物処理法を改正して、優良な事業者については特別の認定をしていくというようなことを法律上も位置づけたということもあります。その関連でエコアクション21の取得も、静脈産業を含めてどんどん展開していきたいと思っております。以上です。

石谷座長

以上のようなことで、今後に反映させていただくということによろしいでしょうか。

私からもお願いがありまして、今日みたいに委員会などで一定の時間でいや応なく聞かされていると、こういった資料もしっかりと読み込むことができ、よく理解するとこれもよくできているなどと思えます。しかし、こういった資料を郵送か何かでただ配られても、多分だれも見ない。変なことを想像したのですが、よく免許証を書換えに行くと、教則本とか解説書といった資料を山のようにもらっても結局見ることもない。あれは無駄の固まりとこの間事業仕分けでもひっかかっていましたが、まさに同じように、こういった資料ももらってもどこかにぼっとしまっただけで、二度と見ない。指宿委員にもお願いしたいのですが、こういうふうには嫌でも読ませるような機会に読ませると大分違うんですね。ですから、今後こういう資料のPRのときも、ただこれを配るだけでは多分無駄になってしまうので、そういうことも念頭に置いて、必ずその時間に座ってみななければいけない、そういうふうな条件とセットにしないと本当に紙の無駄になると思われまして。あと、ウェブサイトの詳細はあると知らせて自発的に読ませる、そのような配慮が必要かなといったことを何となく感じましたので、よろしくお願いたします。

それでは、大分時間が押してしまいましたが、次の議題の大気汚染防止法及び水質汚濁法の一部改正について、環境省から説明をお願いいたします。

## 大気汚染防止法及び水質汚染防止法の一部改正について

木村課長

それでは、資料5をご覧くださいと思います。「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」ということでございます。

1枚おめくりいただきますと、背景的については、この委員会では今さらという感じがしますのでごく簡単に申し上げますと、自治体の委員の方もいらっしゃるんですが、全体の職員がなかなか増えないという中で、環境問題の多様化の中で、この公害防止関係の自治体職員というのは横ばい、ないし、むしろ減少している例が多いというようなことがございます。

それから、これは指宿委員の産環協の方でおまとめいただいたものですが、公害防止管理者の有資格者の年齢構成をみますと、60歳の定年を超えた方にピークがあって、非常に若い人たちの取得者が少ない。要するに現場の熟練の方がどんどん退職なさっているような状況があるということです。その下、これは繰り返しますが、不適正事案が散見されたという状況がございます。

4ページのところで、これは関連しますが水質事故ということで、企業、工場・事業場において、通常の排水ではなくて何らかの事故のときに大量に排水が河川とか海に流れ出してしまうというような事故、これは全国の一級河川による水質事故の事例ですが、最近、ここにあるように非常に増えている。これは実際に事故自体が増えているということなのか、それとも、最近、川も非常にきれいになってきているので、一般住民の方が気づきやすいということで通報が増えている、多分両方の要素があるのではないかなと思いますが、こういったようなことも類似の着目すべき問題点としてあるのかなということでございます。

「国における取組」のところですが、1番目のところは申すまでもございません。環境省の方では、さらに検討会で具体的方策も提言いただきまして、地方自治体が工場・事業場に立ち入りをする際の立入検査マニュアル、これは自治体がそれぞれお作りになるわけですけれども、その立入検査マニュアルの策定の手引を改訂するなどの取り組みをしてまいりました。

そういう中で、これは去年の8月になりますが、中央環境審議会に「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」ということで諮問をいたしました。中央環境審議会には、大気環境と水環境別々の部会が設置されておりますが、この問題というのは横断的な相互に関係し合う問題であるということで合同部会を設け、その下に小委員会を設けて、6回ご議論をいただきました。ことしの1月末に答申をいただいております。

まず、その答申の内容をご説明したいと思います。次のページですが、答申の概要を12ページまで、全部で6点整理しております。

1つは事業者による法令遵守の確実な実施ということで、今回の不適正事案の直接の現れでありますところの意図的な排出測定データの改ざんとか未記録、そういうものに対して罰則を設けることが必要であるというのが一つの答申の中のポイントでございます。ただ、その際、大気汚染防止法は測定項目・測定頻度を法律上明確にしておりますが、水質汚濁防止法はそれが必ずしも明確になっていないということで、罰則の創設ということであれば、当然この水質汚濁防止法の測定項目・測定頻度を明らかにすることが必要ということでございます。

次の2番ですが、表題としては「事業者の自主的かつ継続的な公害防止の取組の促進」ということでございます。大きく3つございまして、1つは排出基準の超過があ

った場合、これは自治体が立ち入りして発見することも当然ありますが、事業者が自主的に測定し、超過を見つけるという場合もあります。その場合重要なのは、排出基準超過というのは大防法、水濁法いずれでも直罰、つまりそのことをもって罰することができるようになっていますが、自治体においても事業者に対して常日頃、罰則をかけるのが目的ではなくて、きちっと公害防止管理をやっていただくということが目的であるということでさまざまな指導をさせていただいているわけですが、そういう観点から事業者による速やかな改善を促していく。そのためには事業者の側でも、そういうものを発見したときに隠すということではなくて、むしろ自治体のほうに積極的にご相談いただいて、自治体の指導も受けながら適切な改善を図っていくことが必要であるということが1点目でございます。

2点目ですが、大気汚染防止法は排出基準の適用に関しまして、施設によりましてはプラントの立ち上げ時に非定常な状態を経ることがあって、その場合に一時的に基準を超過してしまうというようなこともございます。例えば、企業が先進的な取り組みとして自ら連続測定などを行っている、そういうときに超えてしまうことがないわけではない。そのことを厳密に、ちょっと超えたからといって罰していくというのは、本来の趣旨からいくと適切でない部分もあるのかなと思いますし、そういう連続測定みたいなことをやろうというインセンティブをそいでしまう、あるいは場合によっては、今回の不適正事案のような改ざん、未記録というようなことに却ってつながっていくということもあり得ないことではないということで、これは前々から産業界の方からもご指摘をいただいていたことでもございます。そういうことで、プラント立ち上げ時などの非定常時における取扱いを明らかにするということが2点目でございます。

3点目ですが、公害防止管理者については、先ほどどんどん退職期を迎えているというグラフを紹介しましたが、企業の皆さんにお聞きすると、責任だけ持たなければいけない、場合によっては日が当たらない役割であって、若い人になかなか成り手がいないのだというようなお話もございます。この公害防止管理者というのは法律に基づく職でございますし、この方たちが現場の管理の中心になるということで、そういう人たちの中で特に非常によくやっていらっしゃるような方、あるいは企業として適切な公害防止管理を現場で展開しておられるという場合も含めて、そういうことをもっと称揚していく、例えば表彰を実施するなど、そういうところにもっと光を当てていくということも必要ではないかというのが3点目でございます。

次の10ページですが、「事業者及び地方自治体における公害防止体制の高度化」ということで、1つは事業者向けガイドラインの積極的な利用を推進するということで、これは申し上げるまでもございません。

それから、公害防止管理者等を対象とした研修ということで、先ほどもお話が出ましたリフレッシュ研修などに幅広い方々、既に公害防止管理者の資格を取得している方たちに、できるだけ定期的に研修に参加していただき、新しい法令の動きであるとか、新しい公害防止管理の動向なども踏まえた上で適切に現場での管理を行っていただくということが重要かと思えます。

その次ですが、自治体の方も、先ほども山田委員からご指摘がありました、単に

大気汚染防止法、水質汚濁防止法の規制になっている施設のことを見ていくだけではなくて、それをどう管理しているかということについてきちっと把握をしながら対応していただく必要があるのかなということで、地方自治体としても、各事業者の公害防止管理体制に関する情報を得るための方策を講じていくというのが3番目でございます。

4番目ですが、地方自治体、事業者、地域住民による協議会などを一層活用していくということも答申の中で指摘されております。

次ですが、「地域ぐるみでの公害防止の取組の促進と環境負荷の低減」ということで、1番目に書いてあるのは、事業者による汚染物質の排出削減の取組の必要性を責務として明確化するというところで、大気汚染防止法、水質汚濁防止法いずれも厳格な基準を設けて、それに対する直罰規定などを設ける規制法として成り立っておりますが、そういう規制の対象外の小規模な事業者なども含めて、やはり責務としてこういうことを明確化する必要があるのではないかとというのが1点目でございます。

2点目ですが、測定データだけではなくて各工場・事業場の公害防止に関する取組なども含まれると思いますが、そういうものを積極的に公表していくことで地域住民の信頼も得ていくし、自分たちが行っていることが外の目でもきちっと見られて判断・評価されるように公表を推進していくことも必要だということです。これは環境配慮促進法ということで、大企業については環境報告書の公表に努めるというような規定もございます。こういうものも活用していくのがいいのではないかとございます。

3点目は、地域のパートナーシップによる公害防止の取組を促進していくことが重要ということです。

4点目は、地方自治体や企業の公害防止の知識・技術が地域の中で発揮されるような取組を進めることが重要です。これは今回の審議に際しましていろいろ調査をしたところ、まだまだわずかな例ではありますが、企業の公害防止の経験豊かなOBの方が地域でNPO法人のようなものを作って、地域の環境管理に貢献していこうとされている事例がございます。それから、また別の自治体では、自治体のOBの方が同じようなアプローチをされている。そういうようなものもこれから企業、場合によっては自治体などがどんどん活用することによって、先ほど言いました経験豊かな方たちがどんどん退職していくという部分を補うというか、そういうような役割も期待できるのではないかとございます。

次のページ、5番ですが、「排出基準超過時や事故時における自治体の機動的な対応の確保」ということでございます。大気汚染防止法と水質汚濁防止法を比べますと、工場・事業場で排出基準の超過のおそれがある場合に自治体が発動できることになっている改善命令の発動要件に違いがありまして、水質汚濁防止法は基準超過のおそれがあれば発動できることになっていますが、大気汚染防止法は、それに加えて、継続的な排出によって人の健康とか生活環境に影響があるおそれがある場合ということになっておりまして、そのことが大気に関しては自治体の機動的対応を少しやりにくくしている部分があるということで、それが可能となるようにすることが必要ということでございます。

それから水質汚濁防止法の事故時の措置、これは先ほどの一級河川の水質事故が非常にふえているという話を受けてのことですが、今の事故時の措置、これは事故が起こったときに工場・事業場が速やかにそれ以上の流出を防止するための措置をとるとともに、事故の内容とその対策について自治体に報告するということが義務づけられています。その対象物質・施設が今のままでは十分広くないのではないかと、狭いのではないかとということで、それを拡大することが必要ということでもあります。

6番は、「公害防止法令に基づく事務手続等の合理化」で、複数の公害防止法令の届け出手続を整理したり、それぞれの法律における自治体の権限がどこまでおているかというところで食い違いがございますので、可能な範囲で整合を図ることが必要ということでもあります。

この答申をいただきまして、この答申の中でアンダーラインを引いてあるところが4点ございますが、その4点については、これを実施しようとした場合に法律の改正が必要であるということで、大気汚染防止法、水質汚濁防止法の改正の案をとりまとめました。それが14ページ以降ですが、1つは「事業者による記録改ざん等への厳正な対応」ということで、測定結果の未記録、虚偽の記録等に対し罰則を創設。これは大防法、水濁法両方でございます。

2番目ですが、先ほど申しました大気汚染防止法の改善命令につきましては、現行で「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められたとき」という限定をかけておりますけれども、そこを削除して発動が機動的にできるようにしようということでもあります。

3番目は、「事業者による自主的な公害防止の取組の促進」ということで、具体的な責務規定を設けるという点です。責務規定としては、ばい煙または汚水・廃液の排出状況の把握と汚染物質の排出を抑制するために必要な措置の実施ということで、具体的にこれをしなければいけないというようなことを決めているわけではありませんが、今、排出基準などの規制の対象外になっているような小規模の事業場も含め、適切に公害防止の対応をしていくための根拠になる責務規定を創設いたしました。

最後は事故時の措置ですが、事故時の措置の対象としては、今の対象というのは水質汚濁防止法の排水基準が適用されている施設と油を貯蔵している施設でございますが、まず対象物質としては、現行では、水質汚濁防止法の排水基準項目全部ではなくて、水銀とかカドミウムなどの有害物質のみを対象としておりますが、事故の内容を見ますと、いわゆる生活環境項目、例えばpHであるとか有機汚濁物質とか、そういうものが事故の内容になっている場合もありますので、そういうものに拡大するとともに、有害物質についても通常の排水の中には普通含まれませんが、事故の場合に大量に出てくるおそれがある物質もあります。それらは生産工程などで使っているとか、いろいろな理由で貯蔵されており、そういうところから事故のときに大量に出てくる、そういうような通常の排出規制の対象になっていないような有害な物質でございます。そういうものを扱っている施設に対象を拡大していくということでございます。

最後のページですが、この改正法案は、先の通常国会において、衆議院、参議院いずれも与野党全会一致で可決・成立いたしまして、5月10日に公布されました。

施行については、基本は1年以内において政令で定める日ということで、それまでに、先ほどの事故時の措置の対象物質・施設を決めたり、水質汚濁防止法の測定義務の内容を決めたりとかいうことで、政省令の制定、改正をするということです。ただ、事業者の責務規定についてはそういう部分がありませんので、公布の日から3カ月、それ以外は先ほど申しましたように1年以内に施行するというので、そのための準備作業を今進めております。以上でございます。

石谷座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問をどうぞ。

郷原委員

一連のこの問題に対する取り組みが、指導・啓蒙のレベルから、制裁を重視するレベルに入ってきているということだと思います。今回、改ざんとか記録を残さない、保存しないという行為に対しての罰則が設けられるというのはそういう意味があると思うのですが、そういう制裁という観点が重視されるようになるのであれば、ぜひ考えておいていただきたいのが、例えば罰則適用をどういう場合に行うのか、どういう考え方で、どういう要件を満たしたときに罰則適用を行うのか。刑罰というのは、当然のことですけれども最も峻厳な制裁であって、そこに至るまでに、指導とか行政処分とかいろいろなレベルがあるわけです。それが、この法目的に照らして悪質性、重大性に比例する重さの制裁が科せられるというところがしっかりしていないと、かえって法の目的に反する事態が発生してしまうと思います。

ですから、先ほどおっしゃった連続的に記録をするような設備を設けた事業者がかえってマイナスになるというのは、絶対あってはならないことだし、そういうようなきちんとした全体的な評価のもとに、罰則などの制裁が適正に科されるシステムが必要だと思います。ところが、実際のところは、検察の現場はほとんどこういうことは分かっています。バックグラウンドも何も分からなくて、本当に個々の検事が、もし自治体から罰則を適用して告発したいという話をもってこられたら、たまたま暇な検事がいたら受けてくれるかもしれないけれども、大抵は、そんなもの忙しくてやっつけられないということでお終い。全然そういう法目的に沿った罰則適用ということではできていないんですね。これはあらかじめ環境省と法務省との間で枠組みを作ってガイドライン的なものをしっかりさせておかないと、現場レベルでは絶対無理だと思います。

もう一つ、罰則適用というのが予想外にもものすごく大きな制裁効果を企業にもたらす場合もあります。例えば廃棄物の処理の資格が失われて、その事業自体がやっていけなくなるというふうな、罰金を取られただけでもそうになってしまうようなケースもあります。ですから、罰則適用が罰金いくらということ以上に、一体どれだけの効果をもたらすのかということをよく考えておかないと、罰則適用を恐れる余り、その事実を正直に申告できない。企業としては、倒産するぐらいだったら隠しておいたほうがいいのかねない。ですから、事業者の事後的な措置、事前の措置、行われた行為の重さ、そういったことを総合的に評価して適切な制裁が科されるシステムを作っておくことが、今後のこういう仕組みを生かすかどうかにつながるの

ではないかという気がします。

石谷座長

大変難しいことだと思いますが、重要なご指摘ありがとうございました。どうぞよろしくをお願いします。

崎田委員

私自身は、今のご意見を違う言葉、違う視点で申し上げるのかなと今感じました。どういうことかといいますと、後を絶たないという流れの中で罰則、制裁を厳しくする、こういう方向というのもあるというふうに私は受けとめておりますが、だからこそ、本音できちんと事業活動を考える視点も随分盛り込まれているなと思いました。本音というのはどういうことかという、例えば9ページの答申の2のところなどでも、プラント立ち上げ時には少し排出量が増えて出てしまう、そういうことというのは、環境報告書のために事業者を取材させていただくと、必ずそういう悩みを伺います。そういうことに対してきちんと対処しようとしている。私は、方向性がちゃんと出ていると思いますので、これをきちんと徹底する、こういう本音のところを徹底するというのが大事だと思っています。

なお、次の答申3のところ、公害防止管理者にもっとプライドを持ってもらえるようなことが大事だという話がありましたけれども、さっき私がお話ししたみたいに、例えば、公害防止管理者は5年に1度必ず水俣に行って、今のおいしい食材を食べて地域活性化に貢献するとか——大勢視察に行かれても、昔の記念館だけ見て帰って行く、地域にお金が落ちないとか皆さん悩んでいますので、そういうことを入れるとか、真剣にいろいろ考えていただくといいのではないかと思います。

答申の概要(4)のところ、自治体や企業が地域のパートナーシップでできるようにと書いてありますが、実は現実の自治体にとってはこれが大変重要だと思っています。私は、東京都のこういう大規模事業者と中小規模事業者が連携をして、知恵を共有し合って、地域住民と信頼関係を持ちながら排出削減に貢献できないかというモデル的なプロジェクトにここ2～3年ずっと関わっていたのですが、仕掛けはできても、現実にその地域の大企業にとっては、地域を応援しなければいけないというインセンティブが何もないので、この忙しい中、具体的にどこまでやるのかという話に現実にはなってしまうんですね。地域の中小事業者も、うちは小規模だからという感じで現実には大量に出したままになりがち。そういうところにきちんとうまくこの制度改革が入っていくようにということを心から希望します。

あともう一点、私は、この中に出ていなかったのですが、現実にそういう話を聞く中で、例えばVOCなどに関しては、メーカーの方やメーカーの後ろにいる消費者のきれいなものに対する要望が強過ぎるとか、そういう意見も必ず伺います。社会全体でどこまでの質を求めるのかとか、そういう議論も一方でしないと、事業者の中には不満が残る方もいらっしゃると思うので、この分野にある本音をきちんと常に出しておけるような状態にするということも大事なのではないかと感じました。よろしく願いいたします。

石谷座長

どうもありがとうございました。

いずれも運用の今後の問題だろうと思いますので、その辺、基準を明確にさせていただくということと、いかに現実的な対応をとっていただくかが大切かと思います。最後のところは、むしろ崎田委員とか辰巳委員にお願いしたいところでありまして、消費者の意識改革のほうはよろしくお願いいたします。

崎田委員

個人的にはいろいろと参加して頑張っているつもりです。制度の中でもと思います。

小林委員

データ改ざんに対する罰則規定を設けられたというのは、実は大変重要というか問題だなと私自身は思っているのです。逆にいうと、余り安易にこの罰則規定を設けたことに対して、私自身は残念だなという気がしているのです。現実に行行政側が告発できるかと考えたとき、ものすごく難しいのではないかと。そういうふうな行政側がやりづらいようなことを罰則規定に安易に作ったことによって、逆にこれをやらないことで問題を醸し出すのではないかと。例えば、他でみつかった、ところが行政側はそれを見つけれなかったときに、その行政が責任をとらさせるという問題が起これると思うのですが、行政側はそれをチェックせいといわれると大変難しいのではないかとという意味で、大変気にしています。それが1点です。

もう1点は、今回の法改正で私が大変気になったのが、大気汚染防止法、水質汚濁防止法を作ったときの各条文ごとの立法趣旨があって、それが今まで説明されてきたのですが、それと今回の法改正で少し矛盾があるんですね。その立法趣旨を今回変えましたというのなら、それはそれでいいのですか、それをなしに今度はこれですよといわれたときに、昔から環境管理をやっていた人たちにとっては、少し矛盾を感じるなという感がしています。

もう1点、今、崎田委員からご指摘があったVOC問題ですが、これは消費者ではないんですね。消費者はあのVOCの使い方について、色を鮮やかにするということがいわれているのですが、消費者はだれもそんなこといってないんですね。言っているのは、そのできた包装紙を使うメーカー側なんですね。メーカー側が言っているのであって、消費者の責任に転嫁するのはちょっと問題があると思っております。

石谷座長

いずれにしろ今のご意見は、誰にどうやって伝えればいいのかわかりませんが、少なくともここに環境省の方がおいでになるから、環境省を通して、こういう意見がこの委員会で出たということ伝えていただき、それ以上のことは現時点ではどうしようもないかと思います。そういう意味では、こういう意見がここで出たということ記憶していただきたいと思っております。

大変不手際で時間が過ぎてしまいましたが、よろしければ、最後の議題その他は、事務局いかがでしょうか。

植田室長

特にございません。

石谷座長

それでは、どうもありがとうございました。本日の会合はこれで終了にいたしたい  
と思います。本日いただいた委員の皆様のご意見を踏まえ、今後の検討に反映させて  
いきたいと思います。

事務局から連絡事項をお願いします。

佐久間課長補佐

次回の会合につきましては、また改めまして皆さん方のご都合等をお伺いいたしま  
してご連絡させていただきたいと思いますので、その節はよろしくお願いいたしま  
す。本日はありがとうございました。

石谷座長

それでは、本日はご多忙のところ長時間にわたり活発にご議論いただき、まことに  
ありがとうございました。本日は、これにて閉会させていただきます。

——了——